

2022年9月22日  
日 本 銀 行

「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」の  
一部改正等について

日本銀行は、令和4年9月21・22日の政策委員会・金融政策決定会合において、新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションを段階的に終了しつつ、幅広い資金繰りニーズに応える資金供給による対応に移行していく観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」（令和2年3月16日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」（令和2年4月27日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 大竹・宿谷（03-3277-2877）

「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」中  
一部改正

○ 9. を次のとおり改める（全面改正）。

9. 貸付受付期間

(1) プロパー融資を対象とする貸付け

令和5年3月31日までとする。

(2) 制度融資を対象とする貸付け

令和4年12月31日までとする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、令和~~4~~5年~~9~~3月~~30~~31日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、総裁が別に定める日から実施し、令和45年93月3031日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。